

## 物品・委託等の電子入札案件における紙入札手順 (経過措置を適用する場合)

令和7年4月以降、電子入札の対象として拡大する案件については、経過措置を設けており、令和7年度については、紙入札での参加を認めています。電子入札案件において、紙入札を希望する場合かつ経過措置の適用を受ける場合は、以下のとおり手続きを行ってください。(電子入札の拡大については「[物品・委託等の電子入札対象案件の拡大について](#)」を、経過措置の対象については下記「4 経過措置の内容と適用対象」を御確認ください。)

本資料は、「横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）」（以下、運用基準という）の付則2に規定する運用基準第7条及び第12条におけるやむを得ない理由により電子入札システムの利用ができない場合にかかる経過措置の取扱いについて定めるものです。本資料に定めがない事項については運用基準の定めによるものとします。

### 1 「横浜市電子入札における紙入札参加届出書」の提出

「横浜市電子入札案件における紙入札参加届出書（以下「紙入札参加届出書」という。）」を作成し、契約事務担当課へ提出します。様式については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードできます。（[ダウンロードファイル一覧](#)）記載例は次のページを御確認ください。

#### （注意事項）

- ・紙の入札書は、「持参」により御提出ください。電子メール等による提出はできません。紙入札参加届出書は持参、郵便、電子メール又はFAXにより提出できます。
- ・紙の入札書と紙入札参加届出書は提出締切日時が異なりますので御注意ください。なお、紙入札参加届出書の提出締切日時までに紙の入札書を同時に提出することは可能です。

紙の入札（見積）書	提出締切日時	電子入札案件における入札（見積）書の提出締切日時
	提出場所・方法	当該入札の契約事務担当課に持参※
紙入札参加届出書	提出締切日時	<u>開札日の前日の開庁日の午後5時</u>
	提出場所・方法	当該入札の契約事務担当課に提出（持参、郵便、電子メール又はFAX）

※書留郵便による提出の可否及び提出締切日時については契約事務担当課へご確認ください。

## 記載例

## 横浜市電子入札における紙入札参加届出書

提出日を記載

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。

押印の省略が可能ですが、押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、提出時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

下記の電子入札対象案件について、紙入札での入札参加をいたしましたく届け出ます。

## 代表者、受任者又は個人を特定できる印

令和〇年 ×月 △日

又は  
押印省略  
し、「本件  
責任者及  
び担当者  
欄」を記載

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とします。
  - 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
  - 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とします。
  - 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。
  - 5 I Cカードの再発行手続きを行っていることが確認できる書類等、又はプロバイダー等の障害であることが確認できる書類等を添付してください。紙入札を行うことについて正当な理由がある場合は、認められる場合は、この届出を不受理とする場合があります。

経過措置の適用を受ける場合、確認書類の提出は不要です

### 受領確認

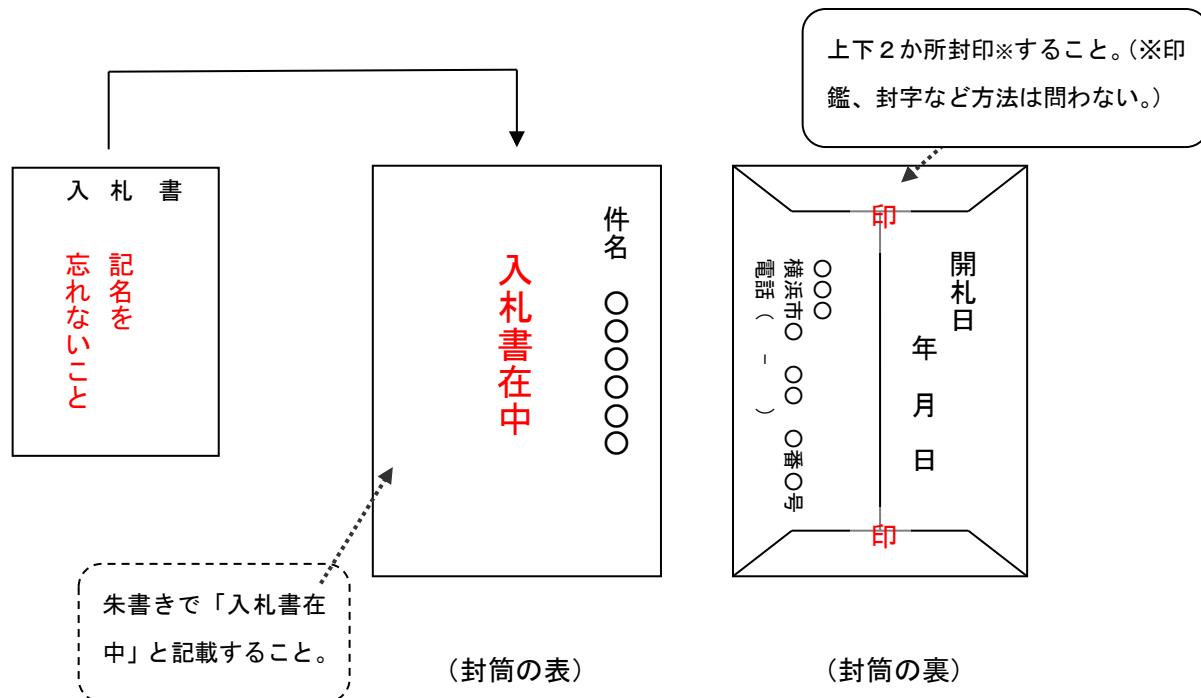
注意事項は必ず全て御確認ください

経過措置の適用を受ける場合、確認書類の提出は不要です		受領確認	注意事項は必ず全て御確認ください。	
紙入札届出書	一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加意向申出書	提出書類(納入書等)		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
横浜市使用欄のため、記載不要です。				
横浜市担当者名				
本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分			
確認方法	本人確認書類( )・電話・メールアドレス・FAX番号 その他( )			
本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名				

## 2 入札書の提出

紙で入札書を作成し、電子入札案件における入札書の提出締切日時契約事務担当課へ持参にて御提出ください。様式及び記載例については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードできます。（[ダウンロードファイル一覧](#)）

なお、入札書は次のとおり記載された封筒に封入して御提出ください。封筒の大きさは指定しません。



## 3 通知の受け取り

開札後、入札（見積）結果通知等の通知は契約事務担当課より個別にお知らせします。

#### 4 経過措置の内容と適用対象

※今回の経過措置の取扱いは令和7年4月以降電子入札の対象として拡大された案件に限って適用されるものであり、令和7年4月前に電子入札の対象とされていた案件の取扱いについては適用対象外となります。

##### (1) 経過措置内容

拡大範囲の電子入札案件を対象に、当面の間、「紛失、破損、盜難又は名義人の変更によりICカードを再取得手続中の者、及び、インターネット環境等の障害により電子入札を行うことができない者など」（以下、ICカード再取得者等という。）に該当しない場合に、電子入札システムの操作に不慣れであること（ICカード未取得の者を含む）を、「やむを得ない理由」として扱うこととします。（既に電子入札の対象とされている案件については経過措置の適用対象外とし、従来どおりICカード再取得者等に該当する場合以外は、「やむを得ない理由」として認めないこととします。）

なお、「入札（見積）の辞退」については本経過措置を準用し、入札（見積）辞退届についても、紙で提出できるものとします。

##### (2) 経過措置対象案件

経過措置の対象案件は以下のとおりです。

適用対象案件	適用対象外案件を除く、次の電子入札案件 ○一般競争入札（条件付き） ○指名競争入札 ○公募型指名競争入札 ○公募型見積合せ
適用対象外案件（※1）	令和7年4月前に電子入札の対象とされていた契約部、水道局、交通局、消防局、総務局庶務デスク運営課（庶務デスク）が契約する一部案件

##### ※1 経過措置適用対象外案件

契約担当課 入札方式等	財政局 契約第二課	水道局経理課	交通局 経営管理課	消防局総務課	庶務 デスク	部署問わず
一般競争入札 (条件付き)	物品・委託等	物品・委託等	054:不用品買受 第1類委託※3	物品 印刷 402:一般賃貸	-	設計・測量等
公募型指名競争入札	-	-	-	-	-	電力等
指名競争入札	物品・委託等	物品・委託等	-	-	-	設計・測量等
公募型見積合せ	物品・委託等	第1類委託※3 402:一般賃貸	054:不用品買受 第1類委託※3	物品 印刷 402:一般賃貸	物品	-

※2 表中の種別、分類、種目の一覧については、「令和7・8年度定期申請用 申請ガイド」の種目・細目一覧表等を参照してください。

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/pdf/shinseiguide2025-2026.pdf>

※3 第1類委託…種目 301～306、310～315、319、321、327～330、334

※4 一般競争入札(WTO)は「やむを得ない理由」の有無を問わず紙入札を行うことができます。

##### (3) 経過措置期限

令和8年8月31日まで（開札日が令和8年8月31日までの案件に適用されます）

※当初は令和8年3月31日までとしていましたが、延長しました。